

小矢部野球連盟規約

昭和49年4月 1日 施行
平成15年3月21日 一部改正

第1章 名称および事務所

(名称)

第1条 本会は、小矢部野球連盟と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、小矢部市内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、小矢部地域におけるアマチュアスポーツとしての正しい野球競技の普及と発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) アマチュア野球の各種団体が主催または後援する全国的、地方的野球大会の市予選の主催、共催、主管、または後援、協賛、公認
- (2) 前号以外の本会独自の野球大会の主催
- (3) 本会の後援、公認または協賛する各種大会への協力
- (4) 野球競技の普及、発展および技術向上に関する研究、指導
- (5) 公認野球規則の普及に関する研究、指導
- (6) 審判員の育成ならびに審判技術の向上に関する研究、指導
- (7) 野球競技の普及、発展に関する功労者（個人、団体）の表彰

2 本会は、全日本軟式野球連盟富山県支部(以下、全軟県支部という)に加盟し、その小矢部支部としての責務を負い、権限を有する。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、第2章の趣旨に賛同する者で構成し、正会員およびチーム会員とする。

(正会員)

第6条 正会員は、第2章の趣旨に賛助する者とする。

(会員の要件)

第7条 チーム会員のなかで、全軟県支部に登録するチーム会員は、一般チーム及び少年チームとして、次の全軟規程第1条会員中チーム編成（登録は男女を問わない）の要件を具備するものとする。

(1) 一般チーム

一般チームは、次のいずれかの一つに該当する者で編成されたチーム。

(イ) 職域チーム

官公庁、企業等に勤務する者のみによって、編成されたチーム、または同一職場に勤務する者が登録人数の3分の2以上を占めるチーム（ただし、会長が認めた場合は、基準を変えることができる）とする。

(ロ) クラブチーム

本会の地域内に居住または勤務する者のみによって編成されたチームとする。

(ハ) 学生チーム

専修学校生、各種学校生、大学生および高校生は同一学校または個人で登録することができる。ただし、学校単位で編成する場合は、学校名は使用せずクラブ名とする。

(2) 少年チーム

少年チームは、次のとおりとする。

(イ) 少年部

中学生で編成されたチーム

(ロ) 学童部

小学生で編成されたチーム（スポーツ少年団との二重登録は認める）

(3) 加盟できない選手

(イ) 学生生徒で、全軟県支部以外の組織に登録している者

(ロ) 少年部および学童部で全軟県支部以外の組織に登録している者

2 全軟県支部に登録しないチーム会員は、前項の限りでない。

3 全軟県支部に登録しないチーム会員は、各々の所属する上部団体の規定に準拠する。

(チーム構成)

第8条 全軟県支部に登録するチームは、監督及び主将を含めて10名以上20名以内の技者によって編成しなければならない。なお、総監督、監督、主将、コーチおよびマネージャーを登録するときは、20名の範囲以内で登録することができる。

背番号は、0番から30番までとする。

2 全軟県支部に登録しないチーム会員は、前項の限りでない。

第4章 組 織

(組織の構成)

第9条 本会は正会員およびチーム会員を以て構成する。

(登録の要件)

第10条 本会に登録するチーム会員は、本会の定める登録申込書（一通）に登録料を添えて申請すること。

(資格の取得)

第11条 前条の申請後に、本会はその資格を審査し、会員名簿に登録する。この手続きの完了とともに、申請者は本会の会員資格を取得する。

(異動の報告)

第12条 チームは、会員に異動を生じたときは、直ちに本会にその旨届け出なければならない。ただし、その年度は他のチームに登録することはできない。

(登録の更新)

第13条 全軟県支部に既に登録するチーム会員は、年度当初に登録を更新しなければならない。更新申請後に、本会はA、B、Cの級別を決定する。この手続き完了とともに当年度の全軟県支部の会員資格を取得する。

ただし、全軟県支部に登録しないチームは、その限りでない。

(資格の失効)

第14条 会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。

(1) 第7条に定める要件を具備せず、不適格と認められたとき

(2) 自ら脱会の意志を表明したとき

(3) 除名の措置を執られたとき

(4) 第13条の手続きをしなかったとき

第5章 役 員

(役員)

第15条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事長 1 名

(4) 副理事長 若干名

(5) 常任理事 若干名

(6) 事務局長 1 名

- (7) 会 計 1 名
- (8) 理 事 各チームの監督および主将
- (9) 監 事 2 名

2 本会に、名誉会長、顧問、参与および相談役を置くことができる。

(役員を選出)

第 16 条 本会の役員は、総会で推挙し選出する。

(役員職務)

第 17 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 名誉会長、顧問、参与および相談役は、会長の諮問に応じ、会務に具申する。

4 理事長は、理事会を代表し、会務を遂行する。

5 理事長は、緊急を要する事項で常任理事会に諮る暇がないときは、これを遂行することができる。ただし、この場合には、次の常任理事会の承認を得なければならない。

6 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

7 常任理事は、副理事長を補佐し、本会の会務を掌理するとともに、重要事項および総会に対する提案事項等を審議する。

8 事務局長は、事務を統括する。

9 会計は、本会の会計を処理する。

10 理事は、会務を掌理する。

11 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第 18 条 役員任期は 2 年とし、年度当初の総会で改選する。ただし、再任は妨げない。

2 役員は任期が満了しても、後任者の決定するまでその職務を行う。ただし、役員が欠けた場合の代行役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 章 会 議

(会議の種類)

第 19 条 本会の会議は、総会、常任理事会及び監督・主将会議とする。

(総会)

第 20 条 総会は、毎年 1 回定時（3 月）に招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に招集することができる。

2 総会は、会長が招集し、その議長となり、理事、監事も出席する。

3 総会の議事は、理事の半数以上が出席し、その過半数を以て決する。可否同数のときは、議長が決する。理事は代理人を出席させることができる。

4 総会は会長以下全役員で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告、収支決算および監査に関する事項
- (2) 事業計画および収支予算に関する事項
- (3) 役員を選出および承認に関する事項
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) 本会の運営に関する事
- (6) その他、特に必要と認めた事項

(常任理事会)

第 21 条 常任理事会は、必要に応じ理事長が招集し、その議長となり、必要事項を審議する。

2 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、事務局長及び会計で構成する。

3 常任理事会の議事は、常任理事の半数以上が出席し、その過半数を以て決する。可否同数の場合は議長が決する。

4 緊急を要する事項で、総会に諮る暇のないときは、常任理事会で代行することができる。

(監督・主将会議)

第 22 条 監督・主将会議は、必要に応じ、理事長が招集し、大会運営、組み合わせ抽選、技術の向上、野球規則の普及、研究等の軽易な事項を協議する。

第7章 会 計

(会 計)

第23条 本会の運営に関する経費は、次に掲げるものを以て、これに充てる。

- (1) 会 費
- (2) 助成金
- (3) 寄付金
- (4) 事業収入
- (5) その他の収入

(会 費)

第24条 会員は、本会の定める会費を納入しなければならない。

2 会費の金額は、常任理事会において決定する。

(積立金)

第25条 本会の会計において余剰金が生じたときは、総会の承認を得てその一部を別途積立として積み立てることができる。またこれを費消するときはそうかいの決議を要する。

(監 査)

第26条 本会の会計全般について、監事の監査を受けて総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 部会・専門委員会・事務局

(部会・専門部会)

第28条 本会の事業を遂行するため、部会、専門委員会を置くことができる。

2 部会、専門委員会に関する規定は、常任理事会が別に定める。

(事務局)

第29条 本会の事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局に次の事務局員を置き、会長が任免する。ただし、役員の兼務を妨げない。

- (1) 事務局長 1 名
- (2) 事務局次長 1 名
- (3) 事務局員 若干名

第9章 規 律

(加 盟)

第30条 全軟県支部に登録する本会のチームは、本会以外に、またその構成員は一つのチーム以外に加盟できない。

2 全軟県支部に登録しない本会の会員は、その限りでない。

(規 律)

第31条 チーム会員たるチームおよびその構成員は、本規約ならびに本会の定める諸規定に違反することはできない。

(処 分)

第32条 チーム会員たるチームおよびその構成員が、前2条に違反したときは、常任理事会または総会において、除名あるいは大会への出場禁止、その他の処分をすることができる。

2 本会員、正会員および大会役員が前項と同様の違反を犯したときは、常任理事会または総会において、除名、資格停止、賠償金の支払い、その他の処分をすることができる。

(諸規定)

第33条 本章の規律に関する諸規定は別に定める。

附 則 1 本規約に規定されていない事項については、常任理事会が別に定める。

附 則 2 本規約は平成15年4月1日より施行する。